

前橋市分別収集計画（第9期）

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

前橋市分別収集計画

令和元年 7 月 5 日

1 計画策定の意義

私たちの住む県都前橋は雄大な赤城山を背景に、市内を流れる美しい清流と、緑豊かな自然環境に恵まれた北関東の中核都市として発展してきた。

この恵まれた自然環境を楽しみ、守り、育て、将来の世代に引き継いでいくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進することで、環境負荷をできる限り低減した資源循環型社会を形成していく必要がある。

本市では、平成 8 年 10 月から「ガラスびん・空き缶の分別収集」、平成 10 年 10 月から「ペットボトルの分別収集」、平成 16 年 10 月から「プラスチック製容器包装の分別収集」、また、平成 24 年 10 月から「古紙の分別収集」を開始している。

また、平成 12 年 3 月に、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展可能な社会の構築を目指して、「環境基本条例」を制定し、平成 16 年 7 月に、恵み豊かな環境を守り、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境文化都市を創造するため、「環境都市宣言」を行っている。

このような背景の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 8 条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源の有効利用及び最終処分場の延命化を目的として、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明確にするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民・事業者・行政の連携協力による 3R の推進
- ・資源循環型社会の形成に必要な周辺環境に優しい廃棄物処理施設の整備
- ・効率的な収集体制の強化

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位：トン)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	19,952.5	19,931.7	19,910.9	19,890.1	19,869.3

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

(1) 環境教育、啓発活動

- ア 広報紙、ホームページ、ごみ収集カレンダー等を活用した情報提供
- イ 各種イベントでの啓発活動
- ウ 出前講座の開催
- エ 清掃工場見学会の実施

(2) 市民、事業者との協働

- ア マイバッグ、マイボトル運動の働きかけ
- イ 環境美化推進員制度の活用

ごみの減量・リサイクルの推進等、地域環境の美化を市と市民が協働することを目的に環境美化推進員を設置する。

ウ 事業者への協力依頼

物を製造・販売するとき、ワンウェイ容器等の商品を減らすとともに、商品の包装は必要最小限とするよう、事業者への働きかけを行う。

(3) リユース食器の利用費補助事業

イベントでの使い捨て容器のごみを減らすため、繰り返し洗って使える飲食容器（リユース食器）を利用する費用の一部を補助することにより、ごみの発生抑制を進める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製（スチール製）の容器 主としてアルミニウム製の容器	空き缶
主としてガラス製の容器（ほうけい酸ガラス製及び乳白ガラス製のものを除く。）	ガラスびん
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑古紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラ容器（プラスチック製容器包装）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：トン)

品目	開始年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
スチール製容器	2	243.3 t		232.8 t		222.7 t		213.1 t		203.8 t	
アルミ製容器	2	287.4 t		275.7 t		264.4 t		253.6 t		243.2 t	
無色ガラス製容器	2	(合計) 963.7 t		(合計) 953.3 t		(合計) 942.9 t		(合計) 932.8 t		(合計) 922.7 t	
		(容リ協引渡)量 873.7 t	(独自処理)量 90.1 t	(容リ協引渡)量 865.8 t	(独自処理)量 87.4 t	(容リ協引渡)量 858.0 t	(独自処理)量 84.9 t	(容リ協引渡)量 850.3 t	(独自処理)量 82.4 t	(容リ協引渡)量 842.7 t	(独自処理)量 80.0 t
茶色ガラス製容器	2	(合計) 657.4 t		(合計) 630.1 t		(合計) 604.0 t		(合計) 578.9 t		(合計) 554.9 t	
		(容リ協引渡)量 589.7 t	(独自処理)量 67.8 t	(容リ協引渡)量 564.4 t	(独自処理)量 65.8 t	(容リ協引渡)量 540.1 t	(独自処理)量 63.9 t	(容リ協引渡)量 516.9 t	(独自処理)量 62.0 t	(容リ協引渡)量 494.7 t	(独自処理)量 60.2 t
その他のガラス製容器	2	(合計) 381.0 t		(合計) 373.2 t		(合計) 365.5 t		(合計) 358.0 t		(合計) 350.7 t	
		(容リ協引渡)量 344.7 t	(独自処理)量 36.3 t	(容リ協引渡)量 337.9 t	(独自処理)量 35.2 t	(容リ協引渡)量 331.3 t	(独自処理)量 34.2 t	(容リ協引渡)量 324.8 t	(独自処理)量 33.2 t	(容リ協引渡)量 318.5 t	(独自処理)量 32.2 t
紙パック	2	29.5 t		27.6 t		25.8 t		24.1 t		22.6 t	
段ボール	2	2466.9 t		2426.3 t		2386.3 t		2346.9 t		2308.2 t	
紙製容器包装 (紙パックを除く。)	2	(合計) 267.1 t		(合計) 265.2 t		(合計) 263.6 t		(合計) 262.2 t		(合計) 261.1 t	
		(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 267.1 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 265.2 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 263.6 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 262.2 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 261.1 t
ペットボトル	2	(合計) 903.5 t		(合計) 912.1 t		(合計) 921.2 t		(合計) 930.9 t		(合計) 941.3 t	
		(容リ協引渡)量 845.6 t	(独自処理)量 57.9 t	(容リ協引渡)量 848.4 t	(独自処理)量 63.6 t	(容リ協引渡)量 851.2 t	(独自処理)量 70.0 t	(容リ協引渡)量 854.0 t	(独自処理)量 76.9 t	(容リ協引渡)量 856.8 t	(独自処理)量 84.6 t
その他のプラスチック製容器包装	2	(合計) 1740.9 t		(合計) 1788.8 t		(合計) 1838.1 t		(合計) 1888.7 t		(合計) 1940.6 t	
		(容リ協引渡)量 1740.9t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 1788.8t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 1838.1t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 1888.7t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 1940.6t	(独自処理)量 t
うち白色トレイ		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 t	(容リ協引渡)量 t	(独自処理)量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

分別基準適合物ごとの過去数年間の収集実績、ごみの中の含有量、将来人口推計及び市民の分別への協力率等を踏まえて算定した。

特定分別基準適合物等の量の見込み

= 直近年度（平成30年度）の特定分別基準適合物等の収集実績×人口変動率・・・①

実績量との乖離を最小限にするため、①に平成25年度から平成30年度までの品目毎の伸び率（協力率）の平均を乗じて算出した。

※その他の紙製容器包装については、「雑古紙」という品目に含めて収集しているため、雑古紙の分別収集量の見込みを上記算定方法で算出後、環境省が平成25年度から29年度に行った一般廃棄物の組成調査の結果から得られた容器包装廃棄物の比率の平均値（3.26%）を用いて算定

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会等の団体が実施している有価物集団回収も並行して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶		市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	直営及び委託業者による指定日回収	選別：委託業者 保管：市
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	段ボール	段ボール	委託業者による指定日回収	古紙問屋
	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による指定日回収	古紙問屋
	その他の紙製容器包装	雑古紙	委託業者による指定日回収	古紙問屋
プラスチック	PET製容器	ペットボトル	直営及び委託業者による指定日回収	選別：委託業者 保管：市
	その他のプラスチック製容器包装	プラ容器（プラスチック製容器包装）		市

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶、ガラスびん、ペットボトル、プラ容器については、現行の処理施設で選別、圧縮、保管を行う。

なお、紙パック、段ボール、雑古紙については、古紙問屋へ直接搬入する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	指定ごみ袋	パッカー車	粗大ごみ 処理施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容 器	ガラスびん	プラスチック コンテナ	平ボディー改 造車(びん収集 車)	びん選別 処理施設
茶色のガラス製容 器				
その他の色のガラ ス製容器				
段ボール	段ボール	ひもでしぼる	平ボディー車 又はパッカー 車	古紙問屋
飲料用紙製容器	紙パック			
その他の紙製容器 包装	雑古紙	紙袋又は透 明・半透明の 袋		
P E T製容器	ペットボトル	指定ごみ袋	パッカー車	ペットボトル 選別処理施設
その他のプラスチ ック製容器包装	プラ容器(プラ スチック製容 器包装)			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の資源化を促進するため、以下の取組を進める。

(1) 有価物集団回収事業の拡充

自治会等の団体が実施している有価物集団回収を促進するため、奨励金交付等の支援を行う。

(2) 拠点回収事業の推進

有価物集団回収を補完する事業として、市内各所に「リサイクル庫」を設置しているが、継続的な周知を行うことで更なる拠点回収の推進を図る。

(3) 市民・事業者・行政の協働

市民・事業者・行政の役割を明確にし、三者が一体となって3Rを推進する。

(4) 啓発活動の充実

分別収集への協力（適切な排出方法等）や容器包装廃棄物の排出抑制について、あらゆる機会・手段を使って啓発活動を行う。